

単位 PTA

内部資料

「ピーポくんの家」マニュアル



八王子市立小学校 PTA 連合会

目次

1. 目的
2. 概要
3. 設置方法等について
4. 協力者登録手続きについて
5. ステッカー配布方法
6. 協力者が被害に遭われたときの対応
7. Q & A
8. あとがき

1.目的

「ピーポくんの家」は、子どもに対する犯罪行為等の発生時に、子どもの安全を地域全体で守るとともに、地域の防犯意識をアピールすることによって犯罪抑止を目的として八王子市立小学校 PTA 連合会(小 P 連)が行っている事業です。

通学途中を問わず、子どもが不審者に襲われるなど、危険な目にあった時やあいそな時に、すぐに逃げ込めて、子どもの安全確保にご協力いただくことができる事業所・店舗やご家庭の方に、「ピーポくんの家」に登録していただき、避難所の役割を担っていただくと同時に、「ピーポくんの家ステッカー」を掲示することで、地域防犯のシンボルとして、地域の犯罪抑止や防犯意識の向上を図りながら、地域・学校・保護者の連携を深めることを目指します。

2.概要

(1)背景

平成 8 年頃、子どもをねらった悪質な犯罪が八王子市にも発生し、危機感を持った小 P 連では「ピーポくんの家」の設置を検討しました。その翌年の定期総会において決議し、各学校の PTA が中心に「ピーポくんの家」の事業に取り組むことになりました。また、町会や老人会などの諸団体に向かって“地域ぐるみで子どもたちを守るお願いと協力”を働きかけ、学区全体で自衛活動へと動き始めました。

その後、商店・事業所・一般家庭・公的施設のご協力をいただき、「ピーポくんの家」事業が発足し、平成 29 年度時点で 5,400 軒を超える箇所に設置されています。

(2)事業内容

①「ピーポくんの家」の設置

商店・事業所・一般家庭・公的施設の協力をいただき、店舗の入口や玄関先などの設置効果の高いと思われるところに専用のステッカーを掲示していただきます。

②「ピーポくんの家」の役割

避難してきた子どもの保護と学校への連絡と警察へ通報を行っていただきます。

③キャンペーンの実施

毎年、各小学校 PTA が各ブロックで協力・連携して市民意識の向上や協力を呼びかけるためのキャンペーンを実施しており、ここ数年はピーポくんの着ぐるみを利用したり、ピーポくんの家のマークを入れたノベルティを配布して加入を呼びかけています。

(3)見舞金制度

「ピーポくんの家」では見舞金制度が導入されており、協力者が子どもたちを保護したときに不審者などから危害を加えられ、怪我(傷害)をしたり、物を壊されたり(建物損害)した際に、見舞金が支払われます。(教育委員会が保険料を負担しています。)

※見舞金制度は、協力者を各学校等の名簿に記載した時点で加入となります。

①支払いの対象となる事故

警察に連絡することを前提に次のような事故が発生した場合。

(ア)「ピーポくんの家」に子どもが駆け込んだ時点以降、1週間以内に「ピーポくんの家」登録者が犯人等から身体的危害を受けた場合。

(イ)「ピーポくんの家」の所有建物または収容動産が犯人等から物的損害が加えられた場合。ただし、子ども等が駆け込んでいる時のみ適用します。

※いずれも警察署への被害届をもって事故の発生とみなします。

②見舞金の対象者

見舞金の対象者は次のとおりとします。

(ア)住居の場合：当該住居に居住する登録者の家族

(イ)店舗の場合：事業主ならびに従業員(アルバイトを含む)及び来訪者

③見舞金の額(1名あたりの見舞金限度額)

(ア)死亡・傷害 200万円

(イ)入院見舞金 5万円

(ウ)通院見舞金 1万円

(エ)建物損害 3万円

(4)小P連の取り組み

■平成9年度(1997年度)

- ・家庭を核とした学校や地域の育成環境の安定化を目指す事業として「ピーポくんの家」の設置を検討。
- ・第1回常任委員会で、象徴となるべきそのマークを【犯罪者やその予備群】に対し、視覚かつ犯罪者心理に恐怖感を与え【八王子市内外の子どもたち】にも判断しやすく受け入れ易いことを前提として、警視庁のマスコットである「ピーポくん」に決定。
- ・小P連、各警察署、八王子市教育委員会と連携。
- ・平成10年2月「ピーポくんの家」発足。

■平成 10 年度(1998 年度)

- ・保障制度の検討

■平成 11 年度(1999 年度)

- ・全国に先駆けて「ピーポくんの家」見舞金制度を小 P 連予算で実施。
- ・八王子市教育委員会へ見舞金制度の予算要望。

■平成 12 年度(2000 年度)

- ・「ピーポくんの家」見舞金制度が八王子市教育委員会予算となる。
- ・JR 八王子駅前にて「ピーポくんの家」の活動を市民に知ってもらうため、「ピーポくんの家」統一キャンペーンを実施。

■平成 13 年度(2001 年度)

- ・「ピーポくんの家」統一キャンペーンを拡大するため、J R 八王子駅前に加えて京王高尾駅及び南大沢駅の 3ヶ所で実施。(平成 14 年度まで)

■平成 15 年度(2003 年度)

- ・「ピーポくんの家」を地域へ浸透させるため、キャンペーンをブロック単位で実施。

■平成 16 年度(2004 年度)

- ・「ピーポくんの家」事業を市の補助対象事業とし、のぼり・横断幕を作成。

■平成 17 年度(2005 年度)

- ・「ピーポくんの家」事業を、より充実させるため委員会を設置。
- ・協力者 4,000 軒を超える。

■平成 18 年度(2006 年度)

- ・「ピーポくんの家」事業拡大及び未加盟校エリアに協力者を増やすため、他組織・団体に新規加盟をお願いした。
- ・協力者 4,500 軒を超える。

■平成 29 年度(2017 年度)

- ・協力者 5,400 軒を超える。

3.設置方法等について

「ピーポくんの家」は直接的には避難所であり、それだけでも十分意義はありますが、「ピーポくんの家ステッカー」には地域防犯を高めるシンボルとしての役割も持っています。ステッカーを掲示していることにより、地域住民の防犯意識を高めると同時に、効果的な掲示により犯罪を起こしにくくさせる抑止効果が期待できます。

(1)小 P 連の「ピーポくんの家」ステッカー仕様(著作権は警視庁)

A4 版・上質紙・両面コート・蛍光印刷

※ サイズ変更、色彩変更、コピーは警視庁との協議で認められていません。また、コピーなど変更したステッカー掲示による怪我等には見舞金制度は適用されません。



(2)「ピーポくんの家」の選定・設置・児童への周知は各単位 PTA 等が行います。

①選定

地域性や子どもの知力・体力を考慮し、効果的な配置になるように選定してください。(設置箇所が離れ過ぎていると大事に至る可能性がある)

※緊急時にはステッカーが掲示されていない家でも避難するように、日ごろから各学校と単位 PTA 等は子どもへの指導と、地域に対して働きかけをして下さい。

②設置

設置の際は、協力者に配布用マニュアル(「ピーポくんの家」の皆様へ)と「ピーポくんの家見舞金制度」の案内を渡してください。

③周知

子どもや保護者に設置場所の確認をしてもらうために、地図を作成し配布してください。
周知のために次のような活動を行っている単位 PTA もあります。

- ・子どもたちとお礼状等を持って協力者を訪問する。
- ・「ピーポくんの家」をポイントとしたウォークラリー等。

④注意事項

- ・ステッカーの抑止効果だけを期待し、空き家などの人のいない場所への掲示は避ける。
- ・アパート等の高層建物に設置する場合は、いくつかの逃げ道があることを確認する。
- ・マンション等で管理人室がある場合は、責任の所在をはっきりと確認しておく。
- ・ステッカーの破損や汚れた場合は、協力者と連携して補修や交換をする。
- ・子どもたちへ「ピーポくんの家」の利用は危険がある時のみで、トイレや水飲み等の理由では利用できないことを徹底する。
- ・年に一度は協力者とのコミュニケーションを図る。

「ピーポくんの家」の設置は、ステッカーを貼ればそれで終わりではありません。日頃からの協力に対して感謝しながら、毎年更新をお願いして、継続していく必要があります。

「ピーポくんの家」は各単位 PTA 等の誠意と信頼から成り立っていることを認識していただきたいと思います。

4.協力者登録手続について

手続きについては、新年度登録と年度途中の変更登録があり、それぞれ必要な書類を提出していただきます。

(1)新年度登録

新年度登録はオンラインで下記報告の提出をお願いします。

- ①前年度実績報告（小P連ホームページのグーグルフォームにて）
※設置場所一覧につきましては、個人情報取り扱い保護法の観点から小P連が取り扱うに相応しくない情報と判断いたしましたので回収いたしません。但し、現状把握、情報管理のために各小学校にて、これまで通り設置場所一覧の作成をしていただくことをお勧めいたします。

(2)年度途中の変更登録

年度途中での追加や削除の変更についての連絡は不要です。年度末に登録件数を報告していただきます。

5.ステッカーの配布方法

※平成 19 年度より、教育委員会の負担でステッカーを作成している為、無料で配布しております。

オンライン申請受付後、常任委員会または交換便にて加盟校および未加盟校に対してピーポくんの家ステッカーをお渡しいたします。
詳しくは小P 連ホームページに掲載します。

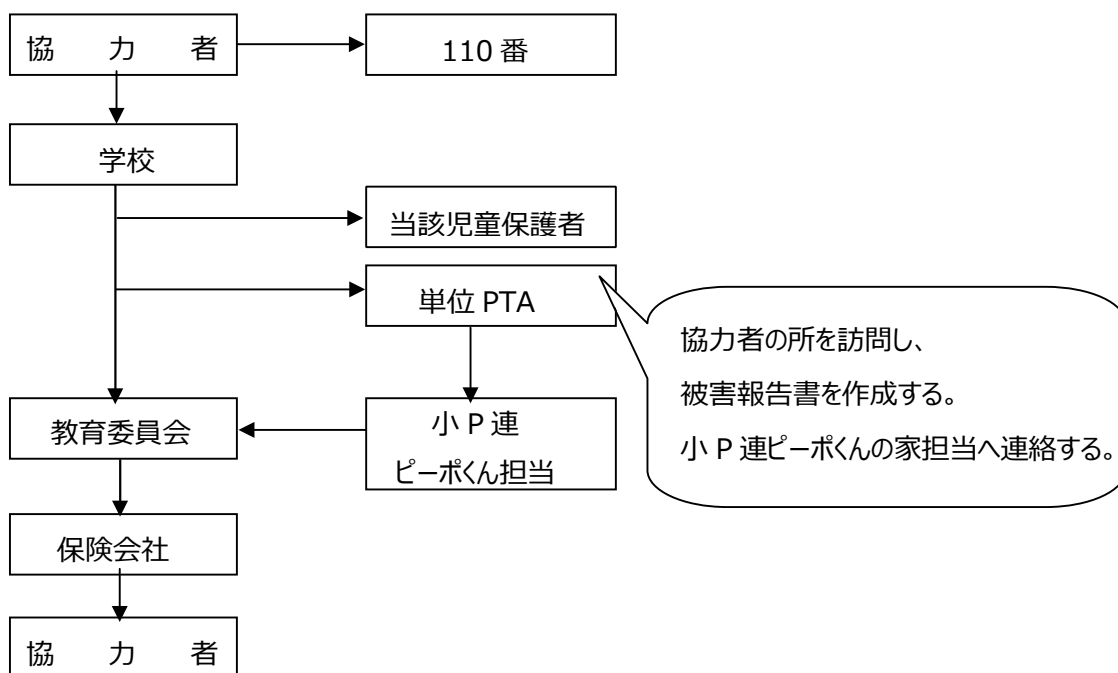
小 P 連ホームページ : <http://8oji-spr.org/>

6.協力者が被害に遭われたときの対応

協力者が怪我(傷害)をしたり、物を壊されたり(建物損害)した場合は、次のとおり迅速な対応をお願いします。

- (1)学校から連絡が入ったら、被害に遭われた協力者のところを訪問する。
- (2)状況を確認し、話しを伺いながら被害報告書を作成する。
- (3)保険会社から連絡が入ることを伝える。
- (4)小 P 連ピーポくんの家担当に連絡をする。

☆連絡フロー



7. Q & A

Q. 平日の日中にはほとんど家にいない方から協力の申し出がありましたか？

A. できる範囲で協力していただければありがたいです。「ピーポくんの家」のステッカーが貼られることによって、防犯の意識を高めるといった効果もあり、また犯罪抑止に役立ちます。ステッカーを貼っているから外出できないということはありませんとお話ししてください。

Q. マンションなどの集合住宅の高層階にお願いしたいのですが？

A. 「ピーポくんの家」のステッカーが一枚でも多く貼られているほうが犯罪抑止に役立ちますが、出入口がひとつで他に逃げ道がない建物については、二階以上のお宅にお願いしないほうが良いでしょう。

Q. 「ピーポくんの家」の方にお礼の品や感謝状を贈ったほうがいいですか？

A. 感謝状は各単位 PTA 等の判断にお任せしますが、購入した品物をお礼として贈る必要はありません。ただし、年に一回程度はお礼と引続きの協力依頼のための挨拶は必要でしょう。

Q. 毎年ステッカーの更新は必要ですか？

A. 毎年の更新は必要ありませんが、色あせや破損をしている場合は新しいステッカーを貼ってください。年に一回の挨拶の時に確認をするのがよいでしょう。

Q. 子どもたちは学区外へもでかけます。どうしたらいいでしょう？

A. 近隣の学校との境は明確でも、子どもたちの行動範囲は広いです。近隣の学校と連絡をとりあって調整をお願いします。また、この事業は八王子市全体の取り組みであることも認識してください。

Q. ステッカーに学校名を入れてもいいですか？

A. 学校名は表面に入れないでください。学校名が入ることによって、学区外の子供たちが逃げこめないと考えられるおそれがあります。学校名や連絡先は配布する『「ピーポくんの家」の皆さまへ』に記載されるので、協力者へは紛失しないように伝えてください。

Q. 事故があった場合はどうしたらいいですか？

A. 6 ページに記載の「6. 協力者が被害に遭われたときの対応」をご覧ください。

8.あとかき

小 P 連では、地域特性に合わせた様々な取り組みが「地域と学校と保護者と子どもたちに感謝と信頼の輪」を広げ、育成環境の安全性を高めることになると考えています。

「ピーポくんの家」は本来の機能とは別に、家庭や地域・大人と子どもたちの間の、失われつつある信頼関係や絆に再度花を咲かせ、地域の安全性を高める可能性を秘めています。

「ピーポくんの家」の未来は、単位 PTA 等の活動にかかっています。自分の子どもたちの為に、地域社会に根づくように育てていただきたいと思います。

小 P 連では、平成 17 年度から「ピーポくんの家」に特化した委員会(防犯事業委員会)を設置し、この委員会を中心に事業の推進を図ることとしました。

さらに、今後も教育委員会や各関係諸団体との連携を深め「ピーポくんの家」の活動を高めて行きたいと考えています。